

# ロボット農機の使用者訓練の記録・管理に関するガイドライン

一般社団法人日本農業機械工業会

(平成30年4月12日 制定)

## 1 基本的な考え方

現状のロボット技術を組み込んで自動的に走行又は作業を行う車両系の農業機械（以下、「ロボット農機」という。）について、製造者等は当該ロボット農機の導入主体又は使用者に対して、ロボット農機の安全な使用等に係る必要な訓練（以下「使用者訓練」という。）を実施し、その内容等について適切に記録・管理する必要がある。

本ガイドラインは、当工業会が定める「ロボット農機の安全性確保のための指導者養成並びに使用者訓練ガイドライン」に則して実施した使用者訓練の記録・管理に関する必要な措置及び使用者訓練修了者への対応についての指針を示すものであり、当面の間、衛星測位システム（GNSS）を利用した農用トラクターの使用者訓練に対して適用するものである。

## 2 使用者訓練の記録等

ロボット農機の使用者訓練を実施した場合は、以下のことを踏まえ、使用者訓練について記録すること。

- (1) 当該ロボット農機の製造者等が定めた記録簿等を用いて記録すること。
- (2) 訓練の記録・保存は、製造者等が販売者等と協力し、責任を持って適切に行うこと。
- (3) 保存期間は、当面の間は継続して保存するものとし、ロボット農機の今後の普及状況に応じて見直すこととする。
- (4) 使用者訓練の記録に基づき、当該ロボット農機の製造者等は販売者等と協力し、ロボット農機の導入主体又は使用者に対する安全性確保のためのフォローを行うことが望ましい。
- (5) 使用者訓練の記録内容は、別記のとおりとする。

## 3 使用者状況の確認

当該ロボット農機の導入主体又は使用者の使用状況について、製造者等が定めた方法を用いて定期的に確認すること。

- (1) 管理簿等を作成し継続的に確認すること。
- (2) ロボット農機の導入主体又は使用者の使用状況の確認は、製造者等が販売者等と協力し、適切に行うこと。

(3) 導入主体又は使用者の使用状況確認は、次の内容を確認できること。

- ① 当該ロボット農機が、導入主体又は使用者によって継続的に使用されていること。
- ② 当該ロボット農機の下取り、中古販売、譲渡等によって導入主体又は使用者の変更が発生したこと。
- ③ 導入主体や使用者の変更に関して、当該ロボット農機の新たな導入主体又は使用者に対して使用者訓練が実施され、その記録が保存されていること。
- ④ 廃車について確認できることが望ましい。
- ⑤ その他、製造者等が必要であると定めた内容

#### 4 使用者訓練の修了者への対応

ロボット農機の使用訓練の修了者に対し、製造者等は販売者等と協力し、以下の対応を行うことが望ましい。

##### (1) 訓練実施内容の通知

ロボット農機の製造者等は販売者等と協力し、当該ロボット農機の使用訓練の修了者に対し、修了者自らが訓練内容の見直しができるよう、使用者訓練の実施内容を記した書面等により通知することが望ましい。

なお、通知については、第2項「使用者訓練の記録等」と併用する等、合理的な方法にて行ってよい。

##### (2) 修了書

ロボット農機の製造者等は販売者等と協力し、当該ロボット農機の使用訓練の修了者に対し、修了書を発行することができる。その場合は、導入主体や使用者に対して修了書の保存、管理等の必要性について説明し、万が一使用者が修了書を紛失すること等を考慮し、再発行できる仕組みを確立させること。

また、製造者等が定めた場合は、当該ロボット農機の使用時に使用者に対して修了書を携帯させることができる。

##### (3) 同意書等

ロボット農機の製造者等が必要と判断した場合には、当該ロボット農機の使用訓練を実施後、修了者に対してロボット農機が安全に利用されることを目的とした同意書等を作成の上で同意を求めることができる。

この同意書の内容は製造者等が定めることとするが、安全利用の徹底や安全性確保の観点から譲渡・転売・廃棄時に導入主体や使用者に求められる内容とすることが望ましい。

また、この同意書には、販売契約等営業目的のものを含ませてはならない。

## 別記

### 使用者訓練の記録内容

- 1 受講者の氏名、生年月日（訓練修了時における受講者の署名又は押印）
- 2 導入主体（当該ロボット農機の使用者と導入主体が異なる場合）
- 3 製造者等
- 4 販売者等
- 5 型式、仕様等
- 6 製造番号
- 7 訓練担当者（ロボット農機の指導者）
- 8 訓練内容
  - (1) 学科
    - ア 主要構成機器とその役割
    - イ 自動走行の原理と具体的方法
    - ウ G N S S 関連機器のシステム構成と設定、点検方法
    - エ ロボット農機の車両点検
    - オ 始動、停止及び再開
    - カ 安全利用
    - キ 故障診断とトラブル時の対応
    - ク 事故発生時の対応と報告
    - ケ 製造者等、販売者等、導入主体、使用者それぞれの責任
    - コ 保険加入
    - サ 貸与、譲渡、中古販売について
    - シ その他、製造者等が必要と認める事項
  - (2) 実技
    - ア ロボット農機の車両点検に関する内容
    - イ G N S S 関連機器の設置、設定と点検に関する内容
    - ウ 始動、停止及び再開の操作と動作確認に関する内容
    - エ 非常停止、再開の操作と動作確認に関する内容
    - オ 自動走行の具体的方法
    - カ 自動走行時の監視に関する内容
    - キ 異常時における対応方法
    - ク 出発合図等の運用に関する内容
    - ケ その他、製造者等において必要と認める事項
- 9 訓練完了年月日
- 10 その他製造者等が必要と定めた内容